

## 第34回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和4年3月25日（金）

開催場所 菖蒲総合支所4階第一集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後4時02分

第34回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第145号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第146号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第147号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第148号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第149号 久喜市農用地利用配分計画の原案について

議案第150号 職員の解任について

議案第151号 職員の任命について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第178号 農地法第3条の規定による農地転用届出について

報告第179号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第180号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第181号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第182号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第183号 農業用施設用地に供する届出について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 18名

会長代理	木	村	信	一	君	1番	矢	野	学	君		
2番	杉	田	孝	行	君	3番	吉	岡	憲	一	君	
4番	稻	生		裕	君	5番	籠	宮		博	君	
6番	原	田	典	男	君	7番	蔵	口	哲	夫	君	
8番	川	鍋		優	君	9番	井	野	重	明	君	
10番	早	野	公	夫	君	11番	長	谷	川		勲	君
12番	岡	田		武	君	13番	木	村		実	君	
14番	塚	越	賢	二	君	15番	横	田	義	明	君	
16番	鈴	木	好	雄	君	17番	渡	辺	敏	男	君	

欠席委員 1名

会 長 岩 崎 長 一 君

推進委員

久喜	1	平	林	勝	博	君	久喜	2	小	林		孝	君
菖蒲	8	柴	崎	行	雄	君	鷺宮	2	渡	辺	祥	克	君
鷺宮	4	鈴	木	秀	政	君	鷺宮	6	野	本	謙	一	君

事務局

事務局長	榎	本	浩	二		副主幹	村	田	直	洋
主任	黒	須	一	宏		兼係長	横	山	玲	央
						主事				

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（榎本浩二君） それでは、第34回農業委員会総会を始めさせていただきたいと思います。

皆さん、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、岩崎会長より所要のため欠席のご連絡をいただいております。そのため、本日は木村会長代理より挨拶及び議事進行をお願いいたします。

○会長代理（木村信一君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長代理（木村信一君） 日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名させていただきます。12番、岡田委員さん、13番、木村委員さん、よろしく願います。

◎経過報告

○会長代理（木村信一君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、よろしく願います。

○事務局長（榎本浩二君） 前回2月25日の農業委員会から本委員会開催までの経過につきまして、2件ご報告をさせていただきます。

議案書3ページになります。御覧ください。初めに、去る3月16日、埼玉県農業会議主催の農業委員会による最適化活動の推進等に関する説明会が開催され、リモートにて村田副主幹が出席をいたしました。当日は、今後の最適化運動に関する説明、また農業委員会の取組などについて、農林水産省等の職員から説明を受けました。

次に、3月17日、埼玉県農業政策課主催の令和3年度農地事務改善研修会が開催され、リモートにて小林主任と横山主事が出席をさせていただきました。当日は、持続可能な農業と民法改正をテーマに、埼玉大学の准教授から講義を受け、4月1日施行の改正民法などを学びました。

報告は以上です。

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。

ただいまの事務局長の経過報告に関して何か質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長代理（木村信一君） それでは、農業委員さん、あるいは推進委員さんのほうから皆様に周知しておきたい事項等がありましたら、ご報告をお願いします。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◎議案145号

○会長代理（木村信一君） それでは、日程第5、議案第145号 農地法第3条の規定による許可申請について上程します。

村田係長、説明をお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） まず初めに資料を2点、本日追加でさせていただきましたので、ご確認いただければと思います。まず、第34回総会追加議案と書かれたものでございます。こちらが本日職員の異動による追加議案の資料となっております、こちらも議案の際にご確認をお願いいたします。

そうしましたら、続けさせていただきます。議案第145号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の5ページ御覧ください。

申請書番号211310番、譲受人は久喜中央3丁目在住の方、譲渡人は江面在住の方となっております。土地の表示につきましては、江面地内の畑1筆、105平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻を37アール、野菜を30アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号211312番、譲受人、譲渡人ともに所久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、所久喜地内の畑3筆、合計3,262平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の移譲でございます。譲受人は、現在水稻を247アール、野菜を133アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、イチゴの作付を予定しているということでございます。

続きまして、議案書の6ページ、申請書番号211313番、譲受人、譲渡人ともに下早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の畑1筆、99平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻を19アール、野菜を45アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号211314番、譲受人、譲渡人ともに下清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、下清久地内の畑1筆、492平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻を48アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件も全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号214309番、譲受人は上川崎在住の方、譲渡人は神奈川県横浜市泉区在住の方となっております。土地の表示につきましては、上川崎地内の畑1筆、560平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻を374アール、野菜を171アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（川鍋 優君） 8番、川鍋です。3月20日、木村会長代理と現地調査を行いましたので、報告をいたします。

申請書番号211310番、この申請地は、江面クリニックの南側の隣地に位置しております。周りは宅地に囲まれており、現況は畑で、休耕中でした。申請者世帯の耕作状況、農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われまます。

続きまして、申請書番号211312番、この申請地は久喜のライスセンターから西へ700メートルほどの集落内に位

置しております。農地の状況は、現在イチゴのハウス栽培中でありました。申請地を取得後も適切に耕作するものと思われます。

続きまして、申請書番号211313、この申請地は東彩ガスから西へ100メートルほどの集落内に位置しております。農地の状況は畑で、ジャガイモが作付をされておりました。その隣接しているほかの畑も、この申請者の土地であり、長年にわたり良好に管理をされておりましたので、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われます。

申請書番号211314、この申請地は東京理科大跡地から東へ200メートルほどの集落内に位置しております。現況は畑で、きれいに管理されている家庭菜園、そういう状況でありました。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われます。

以上、4つの案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当と判断をいたしました。

以上です。

○会長代理（木村信一君） 続きまして、お願いします。

○7番（蔵口哲夫君） 蔵口です。3月21日に横田委員と一緒に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号214309、弦代公園から南に250メートルほどの上川崎工業エリアの北側に位置しております。周囲が北側が新幹線の敷地、東側は用水路の隣が宅地、そして南側が用水路、そして西側が堤外となっております。申請地の現状は、畑で更地、きれいになっていました。

よって、この案件は申請書及び現地の状況から、許可相当と思います。

以上です。

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。

ただいまの調査報告について質問お受けしますので。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長代理（木村信一君） そうしたら、討論に入りたいのですけれども、討論はよろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長代理（木村信一君） それでは、採決に入ります。

それでは、農地法第3条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長代理（木村信一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第146号

○会長代理（木村信一君） 続きまして、議案第146号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、説明をお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） では、説明させていただきます。それでは、議案第146号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の8ページになります。申請書番号213403、213404が申請者が同一であるため一括してご説明させていただきます。申請者が北広島在住の方となっております。土地の表示につきましては、北広島地内の田1筆、畑3筆、合計335平米でございます。申請の内容につきましては宅地への転用で、追認案件でございます。213403については自宅敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、213404については当該申請地を墓地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から213403については納屋や生け垣の居宅の敷地として使用しており、213404については墓地として使用しており、昭和43年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号214405番、申請人は杉戸町在住の方となっております。土地の表示につきましては、上川崎地内の畑3筆、合計317平米でございます。申請の内容につきましては宅地への転用で、追認案件でございます。自宅敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から住宅敷地への出入口や庭木などの居宅の敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書9ページになります。申請書番号214406番、申請人は外野在住の方となっております。土地の表示につきましては、外野地内の畑1筆、413平米でございます。申請の内容につきましては宅地への転用で、追認案件でございます。自宅敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から駐車場や住宅敷地の出入口、庭木など居宅の敷地として利用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。

それでは、第2調査班のほうから現地調査の結果と補足説明をよろしく申し上げます。

申し上げます。

○15番（横田義明君） 15番、横田です。3月21日に蔵口委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請番号213403、申請地は栗橋総合支所から南に約1キロの位置にあります。周囲の現況ですけれども、北側が宅地、南、畑、東、市道、西側、畑となっております。申請地は、昭和45年の線引き前から既存宅地と一体で使用されております。被害防除については、コンクリート土留めが施工されており、隣接農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

申請番号213404、申請地は栗橋総合支所より南に約1.1キロの位置にあります。周囲の現況は、北側、宅地、南側、道路、東側、墓地、西側、宅地となっております。この土地も、昭和45年の線引き前から墓地として使用されています。被害防除については、周囲はコンクリート土留めが施工されているため、隣地農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

以上、この2案件については追認案件であり、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

以上です。

○会長代理（木村信一君） 続けて申し上げます。

○7番（蔵口哲夫君） 続いて、発表いたします。

214405、養護ホーム鷺宮苑から150メートルほどの畑の中に位置しております。周囲は、北側が宅地、東側は畑、それから南側が市道、西側も畑となっております。申請地の現状は、歩道と、それから更地で、追認案件です。今現在これを宅地申請ということですので、確認することは別に問題ないと思います。

続いて、214406、これも追認案件ですけれども、申請地そのものが分厚いブロックの塀の中にあるのです。ですから、その中に家庭菜園と、それから駐車場が、ブロックのおうちの塀の中にある、そういう案件でした。場所は、成立学園グラウンドの裏側というか、道路を挟んですぐ前というところ。周囲は、北側が庭、東側は駐車場、南側が市道、西側が庭という塀に囲まれたところ。申請地の現状は庭、駐車場、植木、植樹とするところ。今回宅地申請して、ここに農業用物置をつくるというようなことだと。

以上2件については、申請書及び現地とか、追加案件ですので許可相当と判断いたします。

以上です。

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。

ただいまお二人の委員からの調査報告について、何かご質問ございますか。

よろしくをお願いします。

○11番（長谷川 勲君） 11番、長谷川ですけれども、ちょっとお聞きしたいのですけれども、申請書番号の213404ですけれども、墓地というのは初めて出た気がするのですけれども、墓地というのは地目は墓地なのですか。

○主事（横山玲央君） 事務局の横山です。お答えします。

地目は墓地になります。

○11番（長谷川 勲君） 分かりました。

○会長代理（木村信一君） そのほかよろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長代理（木村信一君） それでは、討論に入ります。討論はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。

それでは、採決に入ります。

農地法第4条第6項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長代理（木村信一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第147号

○会長代理（木村信一君） 続きまして、議案第147号 農地法第5条の規定による許可申請について上程します。

村田係長、説明をお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第147号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の11ページになります。

申請書番号211550、譲受人は、行田市在住の方ほか1名、譲渡人は、野久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の畑3筆、合計301.5平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転荷よりも自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の賃貸住宅にて夫と共に生活しておりますが、両親が高齢となり身の心配があることから、譲受人の実家の隣地である当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額南彩農業協同組合ローンセンターからの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号212514番、譲受人は伊奈町在住の方、譲渡人は菖蒲町上栢間在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町上栢間地内の側1筆、345平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります農家分家住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール以上の第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在市外の賃貸住宅にて妻と子と共に生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたため、譲受人

の実家に近い当該申請地へ農家分家住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額埼玉縣信用金庫からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書の12ページ、申請書番号213514番、譲受人は大阪府大阪市中央区に本店を置き、令和3年から太陽光発電事業等を行っている法人となります。譲渡人は加須市在住の方となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の畑2筆、合計1,417平米でございます。申請の内容は、所有権移転によります太陽光発電設備のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人である法人は、令和3年から太陽光発電の設置を手がけており、新たな事業用地を探していたところ、譲渡人より申出があり、了承が得られたことから、当該申請地に新たな太陽光発電を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金については、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。また、経済産業省の事業認定書の写しや電力会社への接続契約書類も添付されており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号213515番、譲受人は東京都千代田区に本社を置き、平成23年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人につきましては北広島在住の方となっております。土地の表示につきましては、北広島地内の畑6筆、田6筆、合計5,889平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。公共施設や駅からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、開発区域に16棟の建売住宅を販売する予定となっております。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書の13ページになります。申請書番号214536番、譲受人は西大輪在住の方、譲渡人は中妻在住の方ほか4名となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の畑7筆、合計445.86平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の賃貸住宅にて妻と生活をしておりますが、将来子供が生まれたときに現在の住まいでは手狭になってしまうため、譲受人の勤務地に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金及び株式会社足利銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号214539番、譲受人は、結城市在住の方、譲渡人は八甫在住の方ほか4名となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の畑4筆、合計306平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の実家にて妻と両親と共に生活をしておりますが、現在の勤務地が白岡市で通勤に1時間半ほどかかるため、譲受人の勤務地に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額株式会社武蔵野銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書の14ページ、申請書番号が214542番、譲受人は行田市に本社を置き、昭和54年から不動産売

買等を行っている法人となります。譲渡人についてはさいたま市北区在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷲宮地内の畑1筆、495平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。公共施設や商業施設、駅からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとこのことでございます。今回は、1棟の建売住宅を販売する予定となっております。資金につきましても、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書15ページ、申請書番号214543番、譲受人は、西大輪3丁目に本社を置き、平成19年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については西大輪3丁目在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の畑3筆、田3筆、合計1,502平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。市街化区域からも近く、周辺に住宅が立ち並んでおり、生活環境が整っている当該申請地を選定したとこのことでございます。今回は、4棟の建売住宅を販売する予定となっております。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号214544番、譲受人は鴻巣市に本社を置き、平成24年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人につきましては外野在住の方となっております。土地の表示につきましては、外野地内の田1筆、324平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。商業施設や駅からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとこのことでございます。今回は、当該申請地に1棟の建売住宅を販売する予定となっております。資金につきましては、全額株式会社クレイリッシュからの融資にて賄う計画となっており、融資証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。

ただいまの説明に関連して、第2調査班のほうから結果及び補足説明があれば、お願いします。

○8番（川鍋 優君） 8番、川鍋です。現地調査の結果報告をいたします。

申請書番号211550、この申請地は久喜ライオンズマンションから北へ300メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、北側が河川敷の道路、東側が住宅、南側が市道、西側が住宅と畑となっております。この畑は休耕中ということでした。被害防除については、周囲をコンクリートブロックを2段積み及び3段積みに設置する計画となっております。また、排水については合併浄化槽を設置、道路側溝へ接続するという計画となっており、周囲に被害を及ぼすことはないと思います。この案件については、許可相当と判断いたします。

以上です。

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。

続けてお願いします。

○15番（横田義明君） 15番、横田です。3月21日に、蔵口委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請番号213514、申請地は久喜市立栗橋西小学校から北に約900メートルの位置にあります。周囲の現況は、北側、水路、南側、排水路、東側と西側、畑となっております。申請地の現況ですけれども、現況は休耕中ですが、

よく管理されています。被害防除については、申請地の周囲にマウントアップを施工する計画となっております。排水については、生活排水は発生しません。雨水については、敷地内に自然浸透させる計画となっております。

申請書番号213515、申請地は南栗橋の駅から北西に約1キロの位置にあります。周囲の現況は、北側、道路、南側、畑、東側、宅地、西側、市道となっております。申請地の現況は、休耕中ですが、よく管理されています。被害防除については、申請地の周囲にコンクリートブロックの擁壁を施工する計画となっております。排水については、合併浄化槽を設置し、西側の道路側溝に接続する計画となっております。隣接の農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。以上、この2案件については申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

以上です。

○14番（塚越賢二君） 14番、塚越です。令和4年3月19日に、13番、木村委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号212514番、当該申請地は森下浄水場の南200メートルほどの住宅と農地が混在する地帯に位置しております。周囲は、北側が畑、東側が宅地、南側が畑、西側が水路敷を挟んで宅地となっております。被害防除については、周囲にコンクリートブロック2段積みをする計画となっており、雨水については宅地内浸透処理とオーバーフロー分は東側側溝に放流、汚水については集落排水に接続する計画となっておりますので、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。本案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断しました。

以上です。

○7番（蔵口哲夫君） 214536、申請地は鷺宮温水プールから北へ100メートルほどの周りが畑の中に位置しております。周囲は、北側が畑と市道、東側が畑と宅地、南側が畑と宅地予定、西側が畑となっております。現状は畑で、更地となっております。被害防除については、周囲にコンクリートの土留めを設置する計画になっており、排水についても排水管、それからますを設置し、既存の下水道本管に接続するため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、214539、これは先ほどの土地とも続いているのですけれども、同じ温水プールから100メートルほどのところの畑に位置しております。北側が畑、東側も畑、南側は畑プラス市道、西側は畑となっております。現状は畑で更地です。被害防除については、先ほどと同じくコンクリートの土留めに、それから排水についても排水管とますを設置して、既存の下水道本管に接続するため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、214542、申請地は鷺宮総合支所から北に500メートルほどの畑の中に位置しております。周囲は、北側が畑、東側が市道プラス側溝があります。南側が宅地、西側も畑となっております。申請地は畑で、野菜がネギ類が植えられておりました。被害防除については、周囲にコンクリートの土留めを設置する計画になっており、合併浄化槽を設置して、排水施設に接続するため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。214543、東鷺宮駅から西に300メートルほどの中に位置しております。すぎのやという大きなレストランがあるので、その裏側です。4棟分の建売住宅です。周囲は、北側が宅地、東側が市道、南側が水路と宅地、それから西側が畑となっております。申請地は、今田んぼで稲刈り跡地となっております。それから、被害防除については、周囲に三、四段のコンクリートブロックを設置する計画になっており、排水についても合併浄化槽を設置し、U字側溝水路に接続するため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。それから、最後214544、弦代公園から西に300メートルほどの中に位置しております。周囲は、北側が宅地、東側が市道、南側が水路、西側が畑となっております。申請地は更地です。被害防除については、周囲に5段のコン

クリートブロックを設置する計画になっております。排水についても、合併浄化槽を設置し、最終柵から道路側溝に接続するため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。以上5案件については、申請書及び現地、許可相当と判断いたします。

以上です。

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。

ただいま4名の委員の方の調査報告がありましたけれども、何かご質問はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長代理（木村信一君） では、討論に入ります。討論もよろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長代理（木村信一君） そうしましたら、農地法第5条第2項各号に相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第148号

○会長代理（木村信一君） 続きまして、議案第148号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

村田係長、説明をお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第148号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の17ページから28ページになります。今月は56件の申出を受けておりまして、うち新規案件が49件でございます。

それでは、新規案件についてご説明をさせていただきます。初めに、議案書の17ページ、申請書番号、久喜の60番、利用権を設定する農地は、下清久地内の畑1筆、656平米でございまして、借手は上清久在住の方、貸手は下清久在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定で、普通畑3年を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、久喜の63番、利用権を設定する農地は、六万部地内の田4筆、合計2,953平米でございまして、借手、貸手ともに六万部の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定で、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、久喜の66番、利用権を設定する農地は、太田袋地内の畑3筆、合計5,060平米でございまして、借手は青毛3丁目在住の方、貸手は太田袋在住の方となっております。設定する利用権は、貸借権の設定で、普通畑10年間を予定しているものでございます。賃借料は反当たり5,000円となっております。

続きまして、議案書の18ページから25ページまで及び27ページにわたっておりまして、申請書番号の久喜の67番から久喜の105番まで及び菖蒲の83番、84番、それにつきましては借手が同じため一括してご説明をさせていただきます。利用権を設定する農地が、江面、北青柳、下早見、太田袋、所久喜、菖蒲町小林地内の田118筆、畑34筆、合計14万3,099平米でございます。借手が行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手が久喜の中央4丁目ほか在住の方となっております。農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権が、久喜の72番が貸借権の設定で、水稻作付6年間、賃借料が反当たり玄米30キログラム相当、久喜の76番が貸借権の設定で、水稻作付6年間、賃借料が反当たり玄米15キログラム相当額となっております。久喜市地区のそれ以外のものにつきましては使用貸借権の設定で、水稻作付及び普通畑6年間を予定しているものでございます。また、菖蒲の83番は使用貸借権の設定で、普通畑10年間、菖蒲の84番が貸借権の設定で、普通畑及び水稻作付10年間、賃借料が反当たり6,000円を予定しているものでございます。

続きまして、議案書の25ページ、申請書番号、菖蒲78番、利用権を設定する農地が、菖蒲町菖蒲地内の田1筆、

694平米でございまして、借手は桶川市に事務所を置く法人、貸手が菖蒲町菖蒲在住の方となっております。設定する利用権は、ともに使用貸借権の設定で、水稻作付10年間を予定しているものでございます。

続きまして、議案書の26ページ、申請書番号、菖蒲の81番、利用権を設定する農地は、菖蒲町小林地内の田1筆、991平米でございまして、借手、貸手ともに菖蒲町小林在住の方となっております。設定する利用権が、賃貸借権の設定で、水稻作付10年4か月間、賃借料が反当たり玄米30キログラムを予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲82番、利用権を設定する農地は、菖蒲町上大崎地内の田18筆、合計1万4,206平米でございます。借手は菖蒲町柴山枝郷在住の方、貸手は菖蒲町上大崎在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定で、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、議案書の28ページ、申請書番号、栗橋16番、利用権を設定する農地は、狐塚及び八甫地内の田4筆、合計7,049平米でございまして、借手、貸手ともに幸手市在住の方となっております。設定する利用権は、賃貸借権の設定で、水稻作付5年間、賃借料が玄米30キロとなっております。

続きまして、申請書番号、鷲宮の17番、利用権を設定する農地が、東大輪地内の田1筆、2,290平米でございまして。借手は八甫2丁目在住の方で、貸手が東大輪在住の方となっております。設定する利用権は、賃貸借権の設定で、水稻作付5年間、賃借料が反当たり玄米30キログラムとなっております。

以上が今月の新規案件の説明となっております。今月の利用権設定面積が新規、再設定合わせて211筆、19万1,619平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思っております。

なお、久喜67番から久喜105番まで及び菖蒲83番、84番につきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、報告は省略します。

まず初めに、久喜60番の借手につきましては、平林推進委員さん、報告をお願いします。

○久喜1（平林勝博君） 17ページ、久喜の60番ですが、今回利用権を設定する農地の借手の方は、上清久にお住まいの方で、現在自作地あるいは借入地を含めて77アールということで、息子さん含めて3人でやっているということです。その77アールの内訳は、水稻と畑作を大体半々ぐらいでやっております。全て良好に管理されているということです。地域との関係もよく、別に問題なく、この申請そのものは妥当といたしますか、いいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。

次に、久喜63番の借手につきましては、小林推進委員さん、よろしくをお願いします。

○久喜2（小林孝君） 今回の利用権を設定する農地の借手として、久喜市六万部にお住まいの方で、現在水稻を約5町を耕作しています。全て良好に管理されていると私は思います。地域との関係も、地域の中心となる人物であって、経営活動に従事して随分一生懸命やっています。

以上です。

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。

次に、久喜66番の借手につきましては、先日新規就農の面談を行いました川鍋委員さんよりご報告をお願いします。

○8番（川鍋優君） この借手の方は、青毛にお住まいの方で、昨年新規就農された方でございまして、今回初め

て利用権設定をするということでしたので、昨年の12月16日ですか、農業委員会の会長、私と、それから事務局と借手の方と面談を行いましたので、ちょっと報告させていただきます。

この借手が借りる場所というのは、久喜地区の太田袋にありまして、約5反の農地を借り、ここで珍しいのですけれども、黒イチジクというのを栽培するということでございます。農業経験などは全く過去になかったのですけれども、コンサル会社を早期退職されまして、就農したという若い担い手であります。担い手の方は、2年前に愛知県のイチジク農家さんのところへ行って、毎月数日から1週間程度滞在をして、その栽培の技術、営農設備、農業土木などについて学んできたということでありまして、また今年は実際に圃場にイチジクを植えておりました。再度栽培をしながら研修に参加し、実践も交えながら、さらに技術を磨いていきたいというふうなことを言っておられました。また、販売先はネット販売と、それから都内の洋菓子店あるいは飲食店等に出荷する予定ということになっておりまして、今後地域の中心となる担い手として営農活動をされていくのではないかとこのように思われます。

以上です。

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。

次に、菖蒲78番の借手につきましては市外の法人のため、事務局よりお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号、菖蒲の78番、借手の方については桶川市に事務局を置く法人のため、桶川市の農業委員会のほうに経営状況等確認したところ、現在水稲及び野菜を1,280アール耕作しており、全て良好に耕作管理されており、積極的に営農活動をされているとの報告を受けております。

説明は以上でございます。

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。

次に、菖蒲81番の借手につきましては、柴崎推進委員さん、よろしく申し上げます。

○菖蒲8（柴崎行雄君） 今回の農地の借手の方は、菖蒲町の小林の舟戸にお住まいの方であります。現在水稲を1町7反、170アールほど耕作しております。土地改良区のほうとも関係を持ち、地域の中心となっている担い手であります。

以上です。

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。

次に、菖蒲82番の借手につきましては、事務局のほうから説明させていただきます。

○副主幹兼係長（村田直洋君） すみません、有山推進委員さん欠席のため、事務局で説明させていただきます。

菖蒲の82番、借手の方については、現在水稲及び野菜を814アール耕作しており、良好に耕作管理されております。借手の方については、地域との関係も良好であり、中心となる担い手として営農されているとの報告を有山推進委員より受けております。

説明は以上でございます。

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。

続いて、栗橋16番の借手につきましても、市外在住の方のため事務局からお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号、栗橋の16番、借手については幸手市在住の方のため、幸手市農業委員会に経営状況等を確認いたしました。現在水稲及び野菜を合計2,245アール耕作しており、全て良好に耕作管理され、積極的に営農活動されているとのことでございます。

説明は以上でございます。

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。

次に、鷺宮17番の借手につきましては、鈴木推進委員さん、よろしく申し上げます。

○鷺宮4（鈴木秀政君） 現在、兄弟で力を合わせて、耕作面積約2,000アール、全て良好に管理されております。それで、設備面も大型化しており、経営規模に特に問題ないと思います。また、地域との関係もよく、地域の中心的担い手として活躍されております。よろしく申し上げます。

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。

以上で新規案件の報告は終わりです。

何か質問あれば、お受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長代理（木村信一の君） それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、原案に賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第149号

○会長代理（木村信一君） 続きまして、議案第149号 久喜市農用地利用配分計画の原案について上程します。

事務局に説明をお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第149号 久喜市農用地利用配分計画の原案について、議案書の30ページから39ページまでになります。

まず初めに、議案書の30ページから38ページ、久喜の3番でございます。設定を受ける農地が江面、北青柳、下早見、太田袋、所久喜地内の田110筆、畑32筆、合計13万3,056平米でございます。借手の方は、北青柳在住の方で、現在水稲及び野菜を合計1,104アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。設定する利用権は、使用貸借権の設定で水稲作付及び普通畑6年間、並びに賃貸借権の設定で水稲作付及び普通畑6年間、賃借料は反当たり玄米30キログラム相当額または反当たり玄米15キログラム相当額となっております。

続きまして、議案書の38ページ、39ページ、菖蒲の3番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の田12筆、畑1筆、合計1万3,601平米でございます。借手の方は、菖蒲町小林在住の方で、現在水稲及び野菜を合計311アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。設定する利用権は、使用貸借権の設定で水稲作付10年間、または9年間及び賃地借件の設定で水稲作付及び普通畑10年間、賃借料が反当たり5,000円、6,000円または8,000円となっております。

久喜市の農用地利用配分計画の原案についての説明は以上でございます。

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

何かご質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長代理（木村信一君） それでは、打ち切ります。

それでは、久喜3番及び菖蒲3番の採決に入ります。

原案に対し異議なしの意見をつけることに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。久喜3番、菖蒲3番については、全員をもって原案に異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎議案第150号

○会長代理（木村信一君） それでは、追加議案に入ります。

本日は追加議案が2件ございます。お配りしてある追加議案書を御覧になってください。

議案第150号 職員の解任についてを上程いたします。

村田係長、説明をお願いします。

○副主幹係長（村田直洋君） 本日お配りさせていただいた追加議案書の3ページ御覧ください。

議案の内容につきましては、令和4年4月1日の人事異動により人事案件でございます。解任をお願いしたい9名を記載させていただきました。4月1日の人事異動により異動する職員でございます。職員の任免に係る取扱いにつきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項に、職員は農業委員会が任免するという規定がございますので、総会に追加議案として上程させていただいたものでございます。

まず、菖蒲総合支所の事務局でございますが、初めに榎本農業委員会事務局長が退職となります。

次に、大久保主任についても、同じく退職となります。

続きまして、市役所本庁舎及び菖蒲総合支所を除く各支所についてでございます。詳細については、議案書をご確認いただければと思いますが、こちらにつきましては併任辞令を受けております本庁舎の環境経済教育分室、菖蒲支所を除く各総合支所の総務管理課職員の異動によるものでございます。

説明は以上でございます。

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。

人事異動に伴う職員の解任ということでございます。

なお、本庁舎及び菖蒲支所を除く各総合支所の職員につきましては、併任辞令を解くこととなります。

それでは、承認という形で皆さんにお諮りしたいわけでございますが、原案に賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長代理（木村信一君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎議案第151号

○会長代理（木村信一君） 続きまして、議案第151号 職員の任命についてを上程いたします。

村田係長、説明をお願いします。

○副主幹係長（村田直洋君） お配りしました追加議案の5ページ、一番後ろ御覧いただければと思います。

こちらには新たに任命をお願いしたい9名を記載させていただいております。4月1日以降、農業委員会の事務局の職員として新たに任命を受ける職員でございます。

まず、菖蒲総合支所の事務局でございますが、渋谷事務局長が環境経済部副部長との兼務で異動となります。

次に、齋藤主任が鷺宮総合支所総務管理課から異動となります。

その他の職員につきましては、先ほどの解任同様、本庁舎の環境経済教育分室及び菖蒲総合支所を除く各総合支所の総務管理課に新たに配属となった職員でございます。

詳細については、議案書を御覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。

人事異動に伴い、新たに4月1日から農業委員会事務局職員としてお願いする方々でございます。

なお、本庁舎及び菖蒲総合支所を除く各支所の職員につきましては、併任辞令という形を予定しているものでご

ざいます。

それでは、承認という形で皆さんにお諮りしたいわけですが、原案に賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長代理（木村信一君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎報告事項

○会長代理（木村信一君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

村田係長のほうからお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書の41ページ御覧ください。こちらについては、農地中間管理機構が農業委員会に届け出て農地売買等事業を実施するものとなっております。今月は1件の届出を受理しており、農地の権利を取得するものとなっております。

次に、議案書の43ページ、44ページになります。こちらが農地法の第4条の届出でございます。今月は6件の農地法第4条の届出を受理しております。市街化区域内の届出となっております。

次に、議案書の46ページから51ページになります。農地法第5条の届出でございます。今月は17件の農地法第5条の届出を受理しております。いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の53ページ、54ページになります。こちらが農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は2件の届出を受理しており、いずれも相続を原因とする届出となっております。

続きまして、議案書の56ページから61ページまでになります。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は19件の合意解約に係る通知のほうが提出されております。

続きまして、議案書63ページになります。農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は1件の届出を受理しており、農業用倉庫建築に伴う届出となっております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長代理（木村信一君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。

何か質問がありましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

◎協議事項

○会長代理（木村信一君） それでは、日程第8、協議事項に入ります。

今回は、あらかじめ協議事項ということを用意してはおりませんが、農業委員及び推進委員の方のほうから何かございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長代理（木村信一君） それでは、打ち切ります。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長代理（木村信一君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

この問題も一応予定している事項はございませんので、農業委員の方、推進委員の方から何かございましたら、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

◎閉会の宣告

午後 4時02分

○会長代理（木村信一君）では、以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和4年3月25日

久喜市農業委員会会長 岩 崎 長 一

署 名 委 員 岡 田 武

署 名 委 員 木 村 実